

近世初期における芸北山村の基礎構造

——藤田五郎氏の「農奴的地主関係」をめぐって——

中山 富 広

はじめに

かつて藤田五郎氏は、寛永十五年（一六三八）の「安芸国山県郡戸内村御地詰名寄帳」中の「土居御地詰帳」の分析から、「農奴主的マニユファクチュア」たる鉄山経営の基礎に、芸北地方の農村構造¹「農奴主的地主関係」の再生産が存在したことを主張した。この「地詰帳」の様式は帖付主の持高記載のあとに、その内訳分として数人の「帳請人」の持高が記載されている。藤田氏は、帳付主を隷農主²農奴主、「帳請人」を小作¹隷属農民と規定したのであった。

これに対し、寺島洋一氏は、藤田氏が用いた「地詰帳」は寛永十五年のものではなく宝永六年（一七〇九）のものであること、「帳請人」は小作人ではなく、寛永十五年当時の名請人を記したものであることの一²点を明確に指摘し、「ここに、藤田氏の帳請人²隷属農民としての「農奴的地主関係」は空中楼阁化し崩壊する」と批判したのであった。

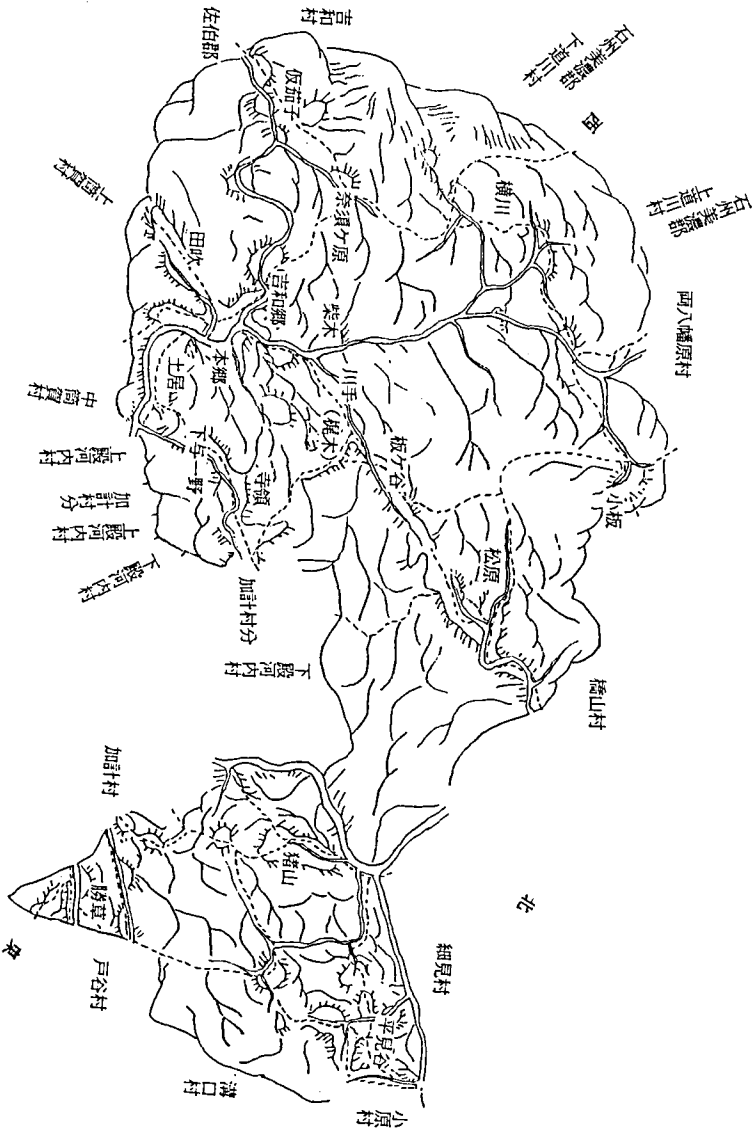


図1. 戸河内村略図 (『芸藩通志』による)

しかし寺島氏自身寛永段階の検地帳の分析はこなっておらず、藤田氏の分析方法の誤謬を指摘しえたとしても、そのことと「農奴主的地主関係」の否定とはまた別の問題といわざるをえない。小稿の課題は、阿氏がこなわなかった寛永十五年の「山県郡戸河内村地詰帳」³⁾を分析し、主に土地所持の実態から「農奴主的地主関係」について検討することに⁴⁾ある。

一 近世初期戸河内村の概略と産業構造

まず対象地域の山県郡戸河内村の概略を示しておきたい。戸河内村は山県郡の西北部に位置し、太田川上流の河川沿いに、あるいはその狭隘な谷間に集落と耕地が形成されている山村である(図1参照)。寛永十五年の地詰によつて、耕地・屋敷面積二五二町余、石高一六六六石余の村落が成立したのであった。田畑面積の比率はほぼ五対五であるが、平均斗代六斗六升余、しかも斗代一斗の「切畠」が全耕地のおよそ四分の一を占めていることが特徴となっている。

さて農民間の経済的・経済外的関係(藤田氏によれば「農奴主的地主関係」)の再検討をおこなううえで前提となる一七世紀の産業構造のあり方を、限られた史料の中から把握しておきたい。

戸河内村は近世を通じて、村外の農民による鑪・鍛冶屋の稼行が盛んであった。また藩内でも良質の製材産出地であり、鑪・鍛冶屋のための木炭供給地でもあった。一九世紀初頭段階には、「御用木御炭等仕出申候」「此場所(鑪・鍛冶屋)炭不残所百姓焼出申候」「(北部・西北部の郷々は)鉄山方出入之荷物駄賃儲等農間二仕候、此余之郷々ハ男子ハ山稼、女子ハ木綿織延等二御座候」⁵⁾とあり、農業のほかには鉄山(運輸)、山稼ぎ(伐採・製材・炭焼)を軸とした産業構

造であつたことが知られる。

では、一七世紀はどのような状況だったのであろうか。まず鉄山業からみると、戸河内村横川には慶長七年より藩営の鑪・鍛冶屋が存在していた。また同郡都志見村の土郷的存在であつた香川家も慶長年間頃より鑪・鍛冶屋を奥山筋（現、芸北町一帯）や戸河内村北部に所有しており、おそらく戸河内村は一七世紀の段階も砂鉄精練業の中心的稼行地であつたと思われる。付近の農民は木炭供給者あるいは運輸業、そして労働力として関わつていた。また寛永五年（一六二八）、藩は太田川上流域での鉄穴流しを禁止していることから、当時加計・戸河内地域で、原料砂鉄の採取も少なからずおこなわれていたことがわかる。⁽⁶⁾

つぎに林業、山の利用について検討しておく。

〈史料1〉⁽⁷⁾

請取申銀子事

一 銀百目者す銀也

右者戸河内村之内かちの木分けころ山材木売申代銀二箇ニ請取申候、大田筋山とまり不申候由、右之分少も相違有間敷候、其内御公儀様今大田筋山とまり申候ハ、互ニ是非ニ不及候間、左様ニ御心得可被成候、木之儀者来年中ニ御伐り仕廻可被成候、為其ニ書物仕り進し申候、以上

慶安貳年十月廿日

坪野村久兵衛殿

三ツ石忠左衛門殿

戸河内かちの木 九郎兵衛

同 九左衛門

〔史料2〕⁽⁸⁾

乍恐申上ル一札之事

一戸河内村之内梶木名先年〆九郎兵衛私田畠石共半分宛之御役目仕、山之儀も寄合ニ才判仕候処、九郎兵衛老人ニ
 〆押領仕候、津波坪野両村〆山子大分入、銀三百目余取被申候得共、我等ニハ少もわけくれ不被申候付、其銀我
 等ニ被下候得と申候へハ、各拵ニて銀五拾目九郎兵衛方〆取、堪忍仕候へと被仰候得共、ニ今壹分も請取不申候、
 其去年もうどせ□兵衛殿へ山かけ材木三千余切せ売取被申候得共、私ニハ少も不被下候、右両方取被申候銀半
 分此方へ被仰候様ニ被仰付可被下候、然上ハ両方へ引分めんくニ才判仕候様ニ被仰付被下候…

寛文九年十二月十一日

吉野与兵衛様

〔ち脱〕
 かの木村 新左衛門 判

史料1は、戸河内村梶木の九郎兵衛・九左衛門親子による「けころ山」の材木代銀の請取状である。文中の「山とまり」は「山留」の意味であり、山の利用に対し藩によるなんらかの規制をさしている。そして「山とまり」にならないうちに、「木之儀著来年中ニ御伐り仕廻可被成候」と進言しているのであろう。史料2は、史料1の九郎兵衛と新左衛門の「山」をめぐっての出入を示した史料である。注目すべきは九郎兵衛と新左衛門が梶木名の「半分宛之御役目」を負担していたこと、山所も二人で「才判」していたことである。ここにみえる新左衛門と九郎兵衛との対立は、双方とも中世以来の地親的農民の系譜を引く山持ちの百姓の対立であり（後述）、材木の伐採・販売が依然として小百姓を促した地親的農民の権限によっておこなわれていることが推測できる。すなわち「旧来の地親的親方百姓層による林野独占」⁽¹¹⁾下の林業形態ということができよう。

〈史料3〉⁽¹²⁾

一 往還筋ニテハ無御座候、御国廻り道筋ニテ御座候、人馬継所ニテハ無御座候、石州之もの宮島市ノ時分通り泊り申候

一 市日無御座候、何方々荷物參不申候
一 船着ニテも無御座候

一 家面成迄之百姓、市ニテ何之商売も無御座候

一 往還之用事も無御座候

一 市之名無御座候

この史料は、正徳三年（一七一三）に本郷の市の様子を書き上げたものである。ここに示したように「何方々荷物參不申」「何之商売も無御座」とは、どのような市であろうか。この市は正徳三年段階では、一二軒の本家と真教寺から成り立っているが（建物数四二）、その大部分は茶屋・新屋・山根・隅屋・杉屋・真教寺といった一大同族・地親的百姓が占めていた。したがって「古来十四軒有之」といわれた一七世紀にも、同族的地親百姓支配の「市」的集落が形成されていたと推測できる。たんに農業生産力の低さによって農民的物資の交換が実現されなかったのではなく、地親的百姓の小百姓支配という現実のなかに、農民的物資交換・売買の場である市として機能しない原因があったと思われる。以上の検討を整理してみると、一七世紀戸河内村の産業構造は、村外の鑪・鍛冶屋経営者（藤田氏）によれば農奴主的マニユファクチュア、向井義郎氏の表現では中世土豪型大鉄師）と村内の地親的百姓層による鉄山・山野・耕地の占有を所与の条件として、彼らの小百姓・下人層の労働力支配を通じて、成立っていたものと思われる。しかしその労働力

表1 持高別階層構成

	人数	率	石高計	率
100石以上	1	.6	102.111	6.1
50~100	1	.6	52.683	3.2
40~50	3	1.9	132.062	8.0
30~40	6	3.8	215.586	13.0
20~30	10	6.4	249.798	15.0
15~20	16	10.2	270.980	16.3
10~15	25	15.9	307.235	18.5
7~10	11	7.0	96.694	5.8
5~7	14	8.9	86.560	5.2
3~5	22	14.0	88.594	5.3
1~3	27	17.2	50.439	3.0
1石未満	21	13.4	7.961	.5
計	157	100.0	1660.703	100.0

表2 面積別階層構成

	人数	率	面積計	率
800畝以上	2	1.3	1791.3	7.2
500~800	6	3.8	3619.7	14.5
400~500	8	5.1	3537.6	14.2
300~400	10	6.4	3429.4	13.8
200~300	18	11.5	4355.5	17.5
150~200	15	9.6	2614.2	10.5
100~150	20	12.7	2498.8	10.0
70~100	10	6.4	814.7	3.3
50~70	20	12.7	1142.1	4.6
30~50	14	8.9	559.2	2.2
10~30	23	14.6	483.6	1.9
10畝未満	11	7.0	33.0	.1
計	157	100.0	24879.1	100.0

(1) 耕地と屋敷所持の特色

二 戸河内村における土地所持構造

支配の本質が農奴主としてのそれなのか、また生産力的後進地ゆえにこれらの構造が近世を通じて不断に再生産されてきたのか、これらはまた別個に検討されねばならない問題である。

まず寛永十五年段階の石高別および所持面積別の階層構成を示しておく。表1によると、一〇二石余の大高持百姓を筆頭に、三〇石台以上の百姓が一名存在することがわかる。また一〇石前後の百姓が厚い層をなしていること、三石以下の小百姓は全体の三分の一にすぎないことが指摘できる。面積別の表2をみると、一町以上層が約半数を占めていることが特色となっている。

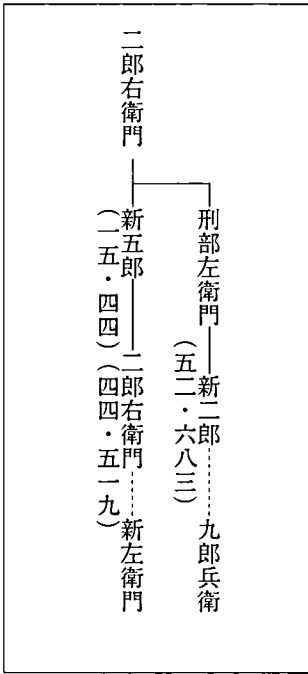
したがって第一の特色として、中・上位の百姓が厚い層をなしていることである。一町〜一町五反層を詳細に検討してみると、その石高は二石台から一六石台までばらついており、斗代一斗の「切畠」を中心に所持する者や田を比較的多く所持する者など様々である。ちなみに田と畠の比率をみた場合、所持高を多くもつ百姓ほど田の比率が高いという傾向はみられない。これは近世初頭の所有形態、とりわけ山の所有、開墾、本家よりの分立のあり方に大きく影響されているといえる。たとえば、慶長・元和の頃を記したつぎの史料に注目してみよう。

〈史料4〉¹⁴⁾

梶木名田畠先祖之二郎右衛門と申もの老人とメ才判仕、二郎右衛門子のきようふ左衛門と申者二本家ヲ渡し中間と申所へいんきよ仕、田畠わけ被成候時、能所計いんきよへ取被申二仍而、きようふ左衛門わけなをし被下候得と被申候へハ、かの木水かたにて候間そこく^(ち脱)の持水重而ろんなき様ニわけ申候、此上ハ本家へ山畠丸め御帳渡ニて才判仕せ候、其上山手いんきよよりもに相の山手仕可申候間、右之通わけなをし不申与定置、森様御帳相渡し被下候、其次ノ大夫様御けんち刑部左衛門老人とメ山帳請申、山之御帳ハ大夫様御帳ニハ一ほのきも新五郎とハ無御座候
(後略)

ここに登場した百姓および史料1・2の九郎兵衛・新左衛門の関係を示すと図2のようになる。史料の内容を簡単に

図2. 二郎右衛門家の略系図



紹介すると、字川手の梶木名の名主的存在であった二郎右衛門が、慶長年間ころに子の刑部左衛門に本家を譲って隠居し田畑を割譲した。しかし二郎右衛門が「能所」ばかりを自分のものとしたため、刑部左衛門が分けなおしの要求をおこなったところ、二郎右衛門は山畠すべてを本家のものとしていて、すなわち山の利用(焼畠)に関しては「相」の「山手」を支払っていること、さらにあらためて山を本家の請山とすることを理由・条件にすることによって再分割を拒んでいる。こうして刑部左衛門は毛利時代の山「御帳」を請け、福島検地では「刑部左衛門老人とメ山帳請申」したのであった。この事例は、田畑・山・「切畠」は必ずしもそれぞれ均等分割でなかったことを示している。またこの史料は、土豪的百姓経営の分解・分立の事例として興味深い。二郎右衛門が梶木名を「老人とメ才判仕」、すなわち二郎右衛門の名において年貢を請けるといふ村請制以前の特権なあり方をも示している事例といえよう。

第二の特色として、表3にみられるように、中位以上の百姓が複数の字(以下、地区と表現する)にまたがっていること⁽¹⁵⁾、上位の百姓ほどその傾向が強く数地区で耕地を所持していることである。寛永十五年の地詰帳は、土居・本郷以下、図1に示したように一七の地区別にわけて記載されている。本郷・土居地区から松原・小板地区あるいは猪山地区などは距離的にも遠く、一日の往復での農作業は無理である。また屋敷所持も同様の傾向にあり、その地区ごとに屋敷を持っている百姓

表3 田畑所持の広がりと屋敷数

	田畑屋敷所持地区数						屋 敷 数									
	1	2	3	4	5	6~	0	1	2	3	4	5~	7	10~		
100石以上					1									1		
50~100					1									1		
40~50				2		1						1	2			
30~40		1	1		1	3			1	1	1	1	2	1		
20~30		1	1	2	3	3					2	5	2			
15~20	3	3	3	5	2		1	4	3	6	2					
10~15	6	7	2	5	3	2	1	2	5	8	7	2				
7~10	4	6	1					2	8			1				
5~7	9	3	2				1	10	2	1						
3~5	12	9	1				3	10	7	1	1					
1~3	21	5	1				3	21	2	1						
1石未満	19	2					9	11	1							
計	74	37	12	14	11	9	17	57	29	15	17	12	6	3		

が大半を占めている。このことは、自分の居住地区以外の地区に血縁家族や非血縁家族(下人)をおき、農作業に従事させていたことを示していると考えられる。

つぎに検地登録人一五七名の居住地区を検討する。表4によると、土居・本郷・寺領に百姓が集中し、逆に仮茄子・奈須・小坂・平見谷などは数名の百姓しかない。この居住百姓数の多少は、各地区の耕地面積の大小とかわりがあるが、中世社会における開発のあり方が根底に横たわっているように思われる。すなわち土居・本郷・寺領は、在地領主栗栖氏と實際寺の支配するところで開発が早く、おもにこの地区の百姓が山間の谷間を一族・下人を使いながら開発を進めていったのであろう。そして早くから独立しその地区の草分的存在として勢力をふるう者、またある者は小百姓として主家から分立し、またある者は依然として主家に従属する存在として各地区に居住していた。その過渡的姿がこの寛永十五年の地詰帳に表わされているのである。たとえば土居・本郷からもっとも遠方である平見谷は、検地の面積は七町五反五畝であるが、ここに根拠地をおく二人

表4 居住地区別持高表

	土居	本郷	田吹	仮茄子	奈須	吉和郷	柴木	与一野	寺領	川手	板ヶ谷	松原	小坂	横川	猪山	平見谷	勝草	計
100石以上		1																1
50~100										1								1
40~50									1	2								3
30~40	2	2	1													1		6
20~30	2	4					1		2					1				10
15~20	1	3					4		1	2		1					1	16
10~15	5	2	3				3	1	6		1		1	3				25
7~10	3							1	2	1		1		1			2	11
5~7	1	3				2			6		2							14
3~5	3	5	2				2	2	3	2			1	1	1			22
1~3	3	7	2	1	2		2		1		4		1	2				27
1石未満	2	2	6			4			6					3				21
計	20	29	14	1	2	6	12	7	28	8	5	4	3	5	8	2	3	157

の百姓の同地区での所持面積は三町八反九畝余と過半を占め、残りは本郷・川手・猪山・寺領の八人の百姓が所持しているのである。したがって同地区には二人の名請人とかれらの所有する下人家族、さらに七、八軒の他の地区の百姓に従属する家族が居住していたと考えられる。これらは仮茄子・奈須・横川地区なども同様で、本家から自立しつつある小百姓と非自立的下人家族とが居住し、主に「切畠」と畠の水田化を中心に開発を進めつつあったと思われる。

以上のように、各地区に耕地・屋敷を所持する本家百姓とその支配下にある血縁・非血縁家族の関係を、藤田五郎氏は「農奴主的地主関係」と規定したのであった。数町歩におよぶ耕地を所持する百姓層の性格をこのようによぶことは否かではないが、それが近世を通じてこの地域でたえず再生産されたのか、「農奴主的地主」がもつとも基底的な性格といえるかどうか、なお検討の余地があると思われる。

(2) 「切畠」・「やき畠」をめぐる争論と村落動向

ここでは畠面積のほぼ半分を占める「切畠」を中心に、それにまつわる百姓の動向を検討することによってこの時期の土地所持のあり方に言及したい。以下、「やき畠」「山畠」という表現がでてくるが、寛永十五年地詰の「切畠」と基本的に同地目と考⁽¹⁶⁾えている。

〈史料5〉⁽¹⁷⁾

仕あげ候一札之事

一今度やき畠御年貢二付御兩人御あつかい被成候而、川て合た、畠六斗渡り申候米も二郎右衛門我等とメ半分つ、二御定被成候、又此くれ合まい年納五斗つ、あかり申米も如右之ニわけ取可申候間、それ二付山畠以来御せんさくなく候てやき申候ハ、我等一升まきかり申候ハ、二郎右衛門方へも一升まきからせ可申候、於以来二も少も右之御さためことく無相違可仕候、右之御兩人御扱候上者すこしも申ふん無是候、為後日仍如件

けんわ四年三月日

梶ノ木くミかしら 新二郎

梶田吉之丞内 惣兵衛様

庄や 吉右衛門殿

梶木 二郎右衛門殿

この福島時代の元和四年（一六一八）の史料は史料4と関連するものである。内容は、川手の「た、畠」（隠し地の意味か）から入ってくる米六斗は、二郎右衛門と新二郎とで折半すること、この暮より五斗つはいつてくる米も二人で折半する。新二郎が焼畠に一升蒔けば、二郎右衛門も種を一升蒔くことができるという誓約を、惣兵衛様・庄屋吉右衛門の立ち合いのもとに取決めた「一札」である。しかしなぜ二人が川手より六斗、そのほか五斗の米を百姓から收取

しえたのか明らかでない。そこでつぎの史料6を検討しよう。

〈史料6〉⁽¹⁸⁾

けんわ四年まへのとし御公儀様々やき畠御せんさく被成、やき畠御帳御ぎん見被成候、其時かちの木やき畠懸御目不残引合仕り候、川手ハ庄屋吉右衛門殿給知方と御申被成、川手かくし山ニ罷成候ニ付、やき畠御年貢けんわ四年之春御取可被成候ニ付、二郎右衛門殿相談仕り二郎右衛門山無御座候而新二郎山もらい申候間、川手かくし地ノ米御取可被下候、無左候ハ、此段御公儀様へ御ちうしん可申と二郎右衛門被申、吉右衛門殿へ此段申候へハ惣兵衛様御聞付被成、吉右衛門殿与々こと吉右衛門大事ニ可申間、吉右衛門米上申やうニ仕り、二郎右衛門ニやり候へと被仰付候、それニ付上り申米はんふん新二郎山手ニ取、半分二郎右衛門御納所たり仕り候へと御意被成ニ付、其時九左衛門親九右衛門と申もの筆取にて御座候て、書物仕りあん書御渡し被成候、それニ付といノかちやニ新二郎親の刑部左衛門被居候、とい可申と新二郎申候へハ、米取申事ニ而候間刑部左衛門もいやとハ申間敷候と、惣兵衛様御申被成、いけく^(かち屋カ)と御意ニ而^(姓)〇〇へ二郎右衛門殿新二郎参り此段申候へハ、此米大事取候てハ重而其百生共米出し申ニ付、御公儀様へきこへ可申候間、左之米取申たるものくひ御きり可被成候間、米取申事二郎右衛門新二郎無用と申、其書物あん書九右衛門殿方もとし申候、左候ニ付はんも^(不カ)〇仕候、其時ほうくニ成申、川手百姓太郎兵衛・さんちかい・神田原・中ノ原・田ノ原五人御座、此仁山持にて前後かちの木山か、り不申候、川手百生共ニ御〇可被成候、かちの木山か、り申たる山御座間敷候、其書物取出し我等山ニ反付被申候間、此山ノせんき可仕と存候

ここで述べられていることを要約すると、(一)福島正則が元和四年以前に「やき畠」の調査を開始し、梶木の「焼畠」についても残らず把握された。(二)しかし川手地区は庄屋吉右衛門が自分の給知であることを理由に登録しなかつた

〔かくし山ニ罷成〕。(三)元和四年春の年貢上納の際、新二郎の山をもらった二郎右衛門はその代償として、「川手かくし地」より米を取るように新二郎へ連絡し、同時に吉右衛門へもその旨通達した。(四)これを聞いた梶田吉之丞下代惣兵衛は、「吉右衛門米上申やう二仕り、二郎右衛門ニやり候へ」と回答した。(五)この結果川手からの米は新二郎と二郎右衛門が折半することとなった。(六)ところがその案書が交わされる時点で、新二郎が親の刑部左衛門に相談するといったところ、惣兵衛は米をもらえるのだから刑部左衛門もいやとはいわないだろうと判断した。(七)そこで二郎右衛門・新二郎が刑部左衛門に話しをしたところ、刑部左衛門は川手の百姓が二度にわたって米を負担することになり、公儀へこのことが漏れたら二人の首は斬られるであろう、「米取申事二郎右衛門新二郎無用」といったので、案書は反故になった。以上が最後の部分を除いた要約である。史料5がその案書にあたるのであろう。また最後の太郎兵衛以下五人の百姓の主張は、史料5の「此くれ合まい年納五斗つ、あかり申米も如右之ニわけ取可申候」ことに対して、そういう事実はないということを行っている。この争論の結末は明らかでないが、寛文年間にはたつても二郎右衛門家・新二郎家の山・耕地をめぐる出入に、一般百姓が水利権などの主張をもって参入する争論が起こっているのは、この時の争論が尾を引いている。

ここでまず明らかにしておかなければならないことは、①「川手かくし地」が庄屋の給知であったという意味、②梶田吉之丞の在地支配における役職についてである。①については、吉右衛門の給知ではなく、梶田吉之丞の知行地と解することも可能だが、そうした場合惣兵衛の四のような対応は理解できない。やはり庄屋吉右衛門が郷土的存在として給知を宛行われたと考えた方が自然であろう。¹⁹⁾

つぎに②について検討する。福島時代の蔵入地・家臣知行地の分布がとくに山県郡では不明なので推測にとどまるが、

①の結果から考えれば梶田吉之丞は代官的存在であろうか。ただし「福島家分限帳」⁽²⁰⁾には彼の名前は見当らない。ただ「福島家分限帳」の「御代官衆」には名前のでてこない「梶田新介」なるものが慶長八年の免請状に代官と記されており、吉之丞の場合も広島城詰めの山県郡代官と推測しても間違いでないだろう。

さて以上のように考えた場合、史料5および6は近世初頭のような村落動向を伝えているといえよう。

(一) 福島氏は村落における吉右衛門のような存在を無視できず、庄屋役ならびに給知を与えることによって村落の支配を貫徹させようとした。

(二) 新二郎・二郎右衛門の主張(いわば「作あい」の取得)に対して惣兵衛の迎合に近い対応をみても、庄屋吉右衛門だけではなく地親の大高持百姓は、村内で依然として強い影響力を保持していた。

(三) しかし一方で刑部左衛門の言動に明らかのように、「作あい」否定の論理は大高持百姓側にも貫徹されており、刑部左衛門は新二郎・二郎右衛門を押えながら、自ら農奴的側面を否定しつつあった。

(四) (三)は権力的契機・政策のみならず、福島正則改易による混乱に乗じて「川手台五人の百生、米上ケたる仁御座間敷候」といっているように、小百姓層の主体的な成長によるものであった。⁽²²⁾

以上、太閤検地の原則は貫徹しつつあったが、中世以来の地親的百姓の農奴的側面は否定されつつも、いまだ過渡的な形で残存していた。とくに山の権利に付随する「焼畠」の耕作主体が、地親的百姓から分立しつつあった小百姓であったことが、この地域に否定されつつも農奴的側面を残存させた要因であったと思われる。

三 土豪・地親的百姓の存在形態とその分解

ここでは庄屋吉右衛門と、さきに述べた二郎右衛門・新二郎家の寛文期における存在形態を検討し、藤田氏の「農奴主的地主関係」の内実にアプローチしてみたい。

庄屋吉右衛門家は新屋と称した。寛永十五年段階では、所持面積九町一反三畝余（うち田面積六町四反四畝）、石高一〇二・一一一石（うち田高八六・五三八石）、田畑屋敷筆数一三七筆（うち屋敷筆数一八）という大高持ちの百姓であった。前節で指摘したように、川手地区を給地として福島氏から拝領していたことをあわせ考えると、農奴主的地主と規定することも可能であるように思われる。しかし新屋の由緒書を検討するとまた違ったイメージをもつことができる。

〈史料7〉⁽²³⁾

新屋

元祖吉右衛門祐秀ハ素石国今田村溝部之産、河本作右衛門死後清三郎幼稚ニ而名跡相統難成ニ付、上ノ新右衛門様ニおいて慶長五年庚子年ヨリ当所罷越、作右衛門後家ト夫婦ニナリ、清三郎を守立名跡を譲り、自立して新屋ト号す。一男一女有、兄を五郎作ト云娘を紀伊ト云（註、後土居九右衛門妻トナル）、吉右衛門寛永中庄屋相勤後大庄屋被仰付、五郎作寛永拾五年戊寅国守参府節、父名代御供仕江戸ニ参、翌年同拾六年己卯六月廿二日江戸ニ於いて死す。法名釈真教、吉右衛門悲嘆之余り同十七年正玄坊庵宅を取繕、為五郎作菩提真教寺ト申寺号を申受、一寺

を建立す、吉右衛門ハ度量之人傑にて、橋山村三坂ハ赤土を取寄せ、往還通りへ赤壁の大手をこしらへ、眼前に小牢屋を立非常を戒む、又免違高等秋訴^(愁)して村中此人之益を蒙る者多し、万治三年庚子二月十一日卒、法名釈教居由緒書によると、吉右衛門が石州今田村（現、邑智郡桜江町今田）出身であり、河本作右衛門遣児清三郎の後見人として慶長五年に河本家に入ったこと、清三郎成人後は別家して新屋と号したことがわかる。その別家の際に河本家から百石余の所持地と下人を分割・引継いだのである⁽²⁴⁾。また參勤交替の節には「御供」し参府する存在であったこと、往還へ大門をつくり地域の治安維持に努めたこと、年貢上納に關しての改善に努め、「村中此人之益を蒙る者多」かつたと伝えられている。

この吉右衛門の活動は、まさに朝尾直弘氏がつぎのよう⁽²⁵⁾にいう小領主のそれにほかならない。

水田耕地の安定と維持にかんして彼が行使する権限は、農奴主の農奴にたいする支配権ではなく、平等な共同体成員としての指揮権ではなく、彼がその地域の地主であることによつて生ずる権限でもない。それは、より多く領主的とよぶべき権限に属している。もしくは、このような権限を行使することによつて、彼は領主的性格を帯びるといつてもよい。彼は、当面耕地の安定をはかるべき地域全体の土地所有者ではなく、この地域全体の農奴の主人でもなく、かといって、小字や垣内集落を単位に形成されている生産共同体からはみだした存在であり、耕地と生産の安定のために、いくつかの共同体から成る小農民層を指揮するのである⁽²⁵⁾。

二(2)でみた争論において、吉右衛門が新二郎や二郎右衛門に対して、強圧的な態度をとっていないことは、農民全階層と地域の利害を調節するという公権的な性格からでてきたものであろう。すなわち中世末以来の土豪・地親的「百姓層」そのなかでもとくに庄屋に就任したものは幕藩制的権力機構のなかで地域内における政治的対応（共同体・地域・階層

の利害調節)を迫られていたのである。そしてこのことが、下人・小百姓の成長という歴史的潮流のなかで、土豪・地親的百姓層の分解を促進していくこととなるのである。²⁶⁾

つぎに二郎右衛門家の寛文年間における存在形態の一端を検討する。この時期の当主は新左衛門である。

〈史料8〉⁽²⁷⁾

戸川内村之内梶ノ木火事之寛

高九石三斗六合

一家沓軒

但牛馬家共二

新左衛門

一家沓軒

右同限り

新左衛門下人

六郎兵衛

一家沓軒

右同限り

同人下人

孫右衛門

一家沓軒

右同限り

同人下人

茂兵衛

高四石六斗四升九合

右同限り

源左衛門

一家沓軒

右同限り

同人

さひしやう作り沓反五畝廿一步之内

沓石四升四合

同人

一上中田八畝廿七步

沓斗五升

新左衛門

同所まへ沓反四畝廿七步

九斗沓升

同人

一上田七畝

九斗沓升

同人

中間
一屋敷沓畝

七升五合

新左衛門下人

六郎兵衛

中間
一牛沓疋

孫右衛門預りやけ申候

土居之原

弥兵衛牛

(中略、新左衛門田畑四筆略)

(中略、源左衛門田畑二筆略)

一牛彦定

七兵衛預りやけ申候

松原

長右衛門牛

右者八月十五日ひるノ八つ時ニ火事參候、家数五軒家内諸道具之内くわんす二ツ出し申候、残ル諸道具并こなし物一円不残焼申候、右之分念ヲ入相改書付上ケ申分相違無御座候

寛文四年辰ノ八月十六日

戸川内村庄や 七郎左衛門

与頭 五右衛門

高瓦五郎左衛門様

同 五郎兵衛

吉野与兵衛様

同 十右衛門

福地半右衛門様

同 九郎兵衛

入江助九郎様

これは百姓新左衛門・源左衛門の火事の被害を報告したものである。この史料からわかることは、(一)新左衛門の持高が寛永年間の四四石余から九石余へ減少していること。これは下人や血縁家族の独立化が進行しつつあった結果である。(二)新左衛門が少なくとも四人の下人(六郎兵衛・孫右衛門・茂兵衛・七兵衛)を所有していること。(三)しかし、うち六郎兵衛は分附記載されているものの、屋敷一五歩を名請けしていること。(四)下人孫右衛門・七兵衛が借りている牛が新左衛門の所有物でないこと。このとくに(三)(四)から新左衛門が農奴主としての存在を、すでに半ば自己否定していることがうかがえる。

つぎに新二郎家の直系である九郎兵衛家の実態をみてみよう。

〈史料9〉⁽²⁸⁾

覚

おか
一屋敷拾五歩

分米七升五合

(以下八筆略)

あらいくわ
一下々畠式反七畝

同壹升八合

下人弥左衛門作分

(下人弥左衛門作分四筆略)

向井田こげ口
一中中田壹反壹畝廿七歩

同壹石七升壹合

下人新右衛門作申所

高合六石三斗九升四合

(中略)

右之連各立相無高下御役目高如此ニ相定申所如件

寛文拾壹年辛卯月廿一日

大方 九郎兵衛

安兵衛殿

戸河内村庄や 太郎市

(以下、四名略)

この史料は、おそらく九郎兵衛家から息子の安兵衛が独立するにあたっての、所持地・所持高に関する誓紙の一部であろう。寛文五年段階の九郎兵衛家の家族構成は「一九郎兵衛、同女房、母親、忰九左衛門、同長兵衛、同安兵衛、娘ひめい、同きく、孫おこふ、同生子、兄弟甚次郎、同忰太郎、下人新三郎、下人三郎、下女くら、人別合拾五人」²⁹であった。九郎兵衛も新左衛門同様大きく所持高を減少させていることがうかがえるが、これも一族の独立化による家督の分配の結果であろう。また史料9でみられる下人と寛文五年の下人も一致しない。下人が年季奉公人的性格へ変わり

つつあったからであろうか、詳細は明らかでない。

以上、土地所持に関するかぎり、近世初頭における土豪的百姓の存在形態が、寛文階段までに大きな変容・分解を遂げつつあったことを明らかにした。

おわりに

藤田五郎氏がかつて主張された「農奴主的地主関係」が、この地域で絶えず再生産され、「農奴主的マニユファクチュア」と位置づけられた鉄山経営と互に補完しあい、一体となって表われているという説は、少なくとも「農奴主的地主関係」に限っていえば否定されるべきであろう。本文で述べたように、近世初頭に「農奴主的」側面をもつ百姓が存在しないわけでもなかったが、その側面は否定されつつあり、あくまでも過渡的な存在であった。このような「農奴主的」側面を縮小さざるをえなかったのは、基本的に下人・小百姓の自立を旨とした生産活動に求めなければならぬ。本文では、水利権をめぐる地親的農民層の動向については余りふれなかったが、ここで寛文期の争論をごく簡潔に述べておこう。⁽³⁰⁾

一 若千ふれた新左衛門と九郎兵衛との対立である。この争論は本来山論として展開したが、水利権をめぐつても同時に二人の間で争論となった。そして注目すべきは小百姓を拘え込む形の出入りであったことである。表面上はかつての土豪二郎右衛門家の山林分割に端を発した、分解しつつある地親的農民の争いであったが、その底流には「より相井手水」の確保と、山林に付属した「切畠」の耕作を主張する小百姓の突き上げがあった。つまり、地域・共同体の成員

としての小百姓の自立化がここ芸北地方でも進んでおり、「農奴主的地主関係」はほぼ否定されつつあったといえることができる。

以上のように考えたとき、寛文期以降急速に展開されてくる鉄山業経営、およびその労働力の性格などについても、再検討する必要があると思われる。²³¹⁾

註

- (1) 藤田五郎「近世の経済構造」(広島県農地部編「農村建設計画策定に関する調査」、一九五二年)、同「後進地帯における本百姓の一般的形成」(「封建社会の展開過程(藤田五郎著作集第四卷)」第三章所収、御茶の水書房、一九七一年)。
- (2) 寺島洋一「安芸国名寄帖の一考察―山県郡加計地方における帖請人について―」(「歴史学研究」一七〇号、一九五四年)。
- (3) 原本は存在しないが、森原家所蔵文書「手鑑帳」(正徳五年)と梶木家所蔵文書「萬手鑑」(延享二年)のなかにある写しを用いた。
- (4) 藤田五郎氏の本百姓形成に関するシェーマのなかで、この芸北地方の「農奴主的地主関係」は後進地の事例として位置づけられている(藤田前掲書)。周知のように、大関検地論争以後、近世初期の村落内の階層構成に関する研究が進み、現在の私たちは名田地主小作関係あるいは小領主論といったすぐれた研究史の恩恵にあずかっている。また近年刊行された水本邦彦氏の「近世の村社会と国家」(東京大学出版会、一九八七年)は、初期村落を政治・社会的に分析・位置づける可能性を開いたものとして注目される。本稿はこれらの研究史と、後藤陽一氏らに代表される芸備初期山村の研究に学びながら(たとえば後藤陽一・河合正治・渡辺則文・道重哲男・武井博明「山村の歴史」(「三段峡と八幡高原」所収、一九五九年)、道重哲男「近世八幡高原の村落構造」(同上)など)、「農奴主的地主関係」を再検討し、同時に芸備初期村落の一事例を紹介しようとするものである。

- (5) 「国郡志御用ニ付下しらへ書出帳」(文政二年)。
- (6) 以上、向井義郎「鉄山経営」(広島県農地部編「農村建設計画策定に関する調査」一九五二年)、同「近世における鉄山経営の形態」(「史学研究」五九号、一九五五年)、同「中国山脈の鉄」(「日本産業史大系」7、東京大学出版会、一九六〇年)、土井作治「広島藩営鉄山の成立とその構造」(渡辺則文編「産業の発達と地域社会」溪水社、一九八二年)などの諸業績による。
- (7) (8) 梶木家所蔵文書。
- (9) ここでいう「山之儀も奢合ニ才判仕候」は、梶木地区全百姓の話し合いではない。後述するようにこの新左衛門も山・水をめぐって他の小百姓と紛争を起していることから、九郎兵衛と新左衛門が主導権を握った「奢合」と解すべきであろう。
- (10) 後掲図2で示したように、二人の祖先は二郎右衛門であったが、慶長年間に一家に分立した。
- (11) 道重哲男「近世的林野所持利用の形成過程」(「史学研究」九一・九二号、一九六四・六五年)。
- (12) (13) 森原家所蔵文書「手鑑帳」(正徳五年)。
- (14) 梶木家所蔵文書「乍恐申上一札之事」(西十二月廿八日)。
- (15) このことが本郷を中心とする地区、松原を中心とする地区、猪山を中心とする地区の三村に分割(村切り)されなかった理由と考えられる。
- (16) 「日本経済史辞典」(日本評論新社、一九四〇年)など参照。ただし、後掲の史料からうかがえるように、福島氏が焼畠を別帳立として春に年貢収取をおこなったのに対し、浅野氏は本帳(寛永十五年地詰帳)に登録していることに対応の違いがある。
- (17) 梶木家所蔵文書。
- (18) 梶木家所蔵文書「川手今上り申米元来之事」(年不詳)。
- (19) 福島正則時代の郷士的存在として知られている事例として、能美島山野井氏があげられる(「広島県大柿町史」第三章、一

九五四年)。

- (20) 「広島県史」近世資料編Ⅱ、および「統群書類従」第二五輯所収。
- (21) 「御調郡誌」一六四頁。
- (22) 梶木家所蔵文書「川手台上り申米元來之事」(年不詳)。
- (23) 川本家所蔵文書「他見無用」(年不詳)。
- (24) 戸河内村と今田村は決して近い位置にあるわけではない。中世末の土豪時代の縁故によって、河本家への入婿となったと推測できる。河本家から別家した吉右衛門が、河本家の威光のみで百石余の土地と下人を旧來のまま支配しえたとは考えられない。そこにはなんらかの対応があっただろう。近世初頭の村落では前代の「農奴的地主」層によって強力な支配がなされていたが、その底には自立しつつある下人や小百姓の活動(まだ地表にはでてこないが)に代表されるように、「自由」な流動的な状況があったことを想定してもよいと思われる。たとえば戸河内村の「盆手」という家は「孫兵衛其先紀國之人也、居宅之脇ニ熊野之社を勧請し遊谷ニ牛王を祭、全盛之家也、其子孫弥右衛門弥四郎延宝之頃家産を売払、他國に走り行衛不知」(川本家所蔵文書「他見無用」、あるいは「竹屋」は「元祖九右衛門ハ吉木村簾之男也、小河内村ニ移りて渡世ニ難渋し、産業之為当村ニ立越、寺屋敷小左衛門娘を娶りて利助丈七を産む、是今前奥山に商にて大二利を得、野為之地を買付て竹屋と号す」(同上)とあるように、「農奴的地主」以外の致富の様子や流動的な様子がうかがえる。
- (25) 朝尾直弘「近世封建社会の基礎構造」(御茶の水書房、一九六七年、V頁)。
- (26) 吉右衛門以後の新屋の土地所持の動向については不明である。ただ宝暦期頃までには、分家を創出しながら本家筋にあたる河本家と有力農民であった茶屋と幾重にも縁戚關係を結びながら同族的結合を遂げ、「庄屋を出す家」として地域に君臨している。これは一七世紀後半以降の小農自立に対する、かつての小領主層の必然的な対応形態であろう。
- (27) (28) 梶木家所蔵文書。
- (29) 梶木家所蔵文書「山県郡戸川内村宗旨御改」(寛文五年)。

(30) 梶木家所蔵文書「乍慮外申上ル口上之覚」(天和三年)。詳細な分析は他日の課題としておきたい。

(31) 山崎一郎「近世鉄山業における労働者争奪と経営者間協定」(「瀬戸内海地域史研究」第三輯、一九九一年)では、「山内」労働力に関する新たな視点がだされている。

〈付記〉小稿は、中世以来の土豪・地親的百姓が地域社会のなかで小領主として、またその経営内の血縁・非血縁家族に対する支配・隷属関係を、「農奴主的」側面として述べた。これを「農奴主」とするか、「家内奴隸主」と規定するかは、日本中世・近世史の基本的性格にかかわる問題である。筆者はその点につき十分な理解・見通しをもっていないので、とりあえず、この地域を対象とした藤田五郎氏以来の研究史がとった理解に即して述べたものである。なお最後になったが、この小稿は広島県山県郡戸河内町の町史編さんの過程で収集された史料をもとに成稿したものである。